

融雪期の道路損傷に伴う 道路管理者の賠償責任について

北海道では融雪期に道路舗装が痛み、ポットホールと呼ばれる陥没穴が発生します。春の風物詩とも言える現象ですが、長年にわたり道路関係課職員を悩まし続けています。昨今の地球温暖化に伴う気候変動により、その発生頻度が増加しているとの見方もあります。不幸にして通行車両が穴に落ち、車体を損傷してしまった場合、道路管理者である地方自治体に損害賠償の義務はあるのでしょうか。A町都市整備課長と弁護士のQ&Aを通じて検討してみましょう。

共同執筆



下矢 洋貴
(しもや・ひろたか)
平成18年北海道大学大学院法学研究科修了。
19年札幌弁護士会登録。



佐々木 泉頭
(ささき・もとあき)
北海道町村会顧問
・(一社)札幌市医師会顧問
・北海道教育委員会顧問

弁護士法人佐々木総合法律事務所
札幌市中央区大通西11丁目 大通藤井ビル6階
TEL 011-261-8455 FAX 011-261-9188

北海道では融雪期に道路舗装が痛み、ポットホールと呼ばれる陥没穴が発生します。春の風物詩とも言える現象ですが、長年にわたり道路関係課職員を悩まし続けています。昨今の地球温暖化に伴う気候変動により、その発生頻度が増加しているとの見方もあります。不幸にして通行車両が穴に落ち、車体を損傷してしまった場合、道路管理者である地方自治体に損害賠償の義務はあるのでしょうか。A町都市整備課長と弁護士のQ&Aを通じて検討してみましょう。

A町都市整備課長Bさん 当町が管理する町道の道路上において雪解け時期の3月に深さ15cm、縦300cm、横50cmの陥没穴が認められ、通行していた車両の前輪が陥没穴に滑り、車両が損傷しました。この度、当該被害車両を運転していたXさんから、車両の修理代金を支払うよう求められております。当町に賠償義務はありますか。

弁護士 積雪寒冷地である北海道では例年、融雪期に道路の舗装が傷み、いわゆるポットホールと呼ばれる六ぼこ、陥没穴が多発します。道路管理者である地方自治体は、道路の安全性を確保する義務があり、融雪期のポットホール対策は市町村の責務といえますが、本件のような事故が生じた場合に法的な賠償責任が発生するかについては、当該事案毎の各事情を個別に検討していくこととなります。ところでBさんは融雪期にポットホールが生じる原因やメカニズムはご存じですか。

Bさん 一般的には、アスファルトの亀裂やひび割れ部分に侵入した水分が凍結・融解を繰り返して、これによりアスファルトが隆起や沈下を起すこと、水分が凍結・融解作用を繰り返す際の体積膨張によりアス

の安全性を確保する義務があり、融雪期のポットホール対策は市町村の責務といえますが、本件のような事故が生じた場合に法的な賠償責任が発生するかについては、当該事案毎の各事情を個別に検討していくこととなります。ところでBさんは融雪期にポットホールが生じる原因やメカニズムはご存じですか。

Bさん 一般的には、アスファルトの亀裂やひび割れ部分に侵入した水分が凍結・融解を繰り返して、これによりアスファルトが隆起や沈下を起すこと、水分が凍結・融解作用を繰り返す際の体積膨張によりアス

の亀裂やひび割れ部分に侵入した水分が凍結・融解を繰り返して、これによりアスファルトが隆起や沈下を起すこと、水分が凍結・融解作用を繰り返す際の体積膨張によりアス

ものであり、これを事前に一律に防ぐことはできませんし、また、融雪期に特段の前触れもなく生じることから発生の日時や場所を事前に予測することも困難であり、さらに同時多発的に生じるため、その全てを直ちに補修することは物理的にも困難です。よって、ポットホールに起因する事故の全てについて道路管理の瑕疵に基づく責任が生じるわけではなく、管理責任を尽くしたといえるかについて個別・具体的に検討されたい。法的責任の有無が判断されることとなります(注3)。そこで本件についてですが、まず本件事故現場の道路状況や交通量、パトロールの頻度を教えていただけますか。

Bさん 本件事故現場の道路は幹線道路ではなく生活道路(4種道路)であり、交通量は多くありません。道路幅員は6mです。当町の担当職

員が事故発生5日前に当該道路をパトロールしておりますが、特段の異常は認められませんでした。

弁護士 当該道路やその付近において、過去に同様な類似のポットホールが認められたという事情はありますか。

Bさん いいえ。この道路では過去にポットホールが認められたという事情はありません。

弁護士 ポットホールが発生するリスクが高い区間であるといった事情はなく、これに照らすとパトロールも適宜行われていたといえますね。続けて、事故当日の状況や、事故を認識した後の対応を教えてください。

Bさん 事故発生は当日の正午頃で、それまでに本件陥没穴に関する情報提供は全くなく、事故を受けたXさんからの当町への通報により初めて本件陥没穴の存在を知りまし

た。連絡を受け、担当職員が直ちに現場に向き、対策をいたしました。

弁護士 本件事故当日の天候に関する情報はご持ちでしょうか。

Bさん 本件事故発生2日前から最低気温と最高気温が0℃を挟んで上下しており、特に事故前日は急激に暖かくなり、最高気温が一気に高くなっております。

弁護士 気象条件やアスファルトの脆弱化を事前に具体的に予測することは困難であるところ、本件は短期間で一気にポットホールが形成された可能性が有りますね。これまでお聞かせ頂いたお話しからすれば、道路の管理に瑕疵があったとはいえず、法的責任を負わないものと考えます。車両を運転していたXさんにはお気の毒ですが、法的責任はないことをお伝えしたうえで、これを前提にした対応をすべきでしょうか。

「本件道路が通常有すべき安全性を欠いていたとまではいえず、本件道路に設置又は管理の瑕疵があったといえることはできない」として請求を棄却している。なお、融雪期のポットホールに起因する事故及びこれに伴う損害賠償請求事案は一定数存在しており、近年相談を受けることも多いが、訴訟前の解決や、訴訟に至っても和解により解決することが多

の他、車両の運転に関する事情はありますか。

Bさん 運転していたXさんは法定速度をやや超過していたようです。夜間ではなく日中の事故ですし、路面の状況に注意を払い、速度を抑えて走行するなど、一定の注意を払っていたら、当該陥没穴を避けることが全く不可能というわけではなかったとも考えられます。また、北海道で車を運転する者であれば、経験則上、融雪期の道路の六ぼこやアスファルトの路面状況の悪化には注意を払って運転すべきという側面もあるのではないのでしょうか。

弁護士 本件は賠償責任がない事案と考えますが、仮にこれが肯定される場合でも、おっしゃるような車両の運転手側の落ち度として認められる要素があれば、過失相殺の対象となる事情となりますね(注4)。

解説

注1 融雪期に1日の間の気温が0℃を挟んでプラスからマイナス、又はマイナスからプラスに変化することを「ゼロクロッシング」と呼び、ゼロクロッシング発生日やその1日～2日後にポットホールが発生しやすいと言われている。

注2 最高裁判昭和53年7月4日判決(民集32巻5号809頁)等参照

注3 融雪期のポットホールに車両の前輪が滑り、車両が損傷した事故について道路の管理瑕疵が争われた事例として、釧路地裁平成22年8月10日判決があり(判例集未掲載。道路行政セミナー2012年2月号(一般財団法人 道路新産業開発機構発行)参照)。

く、裁判例としての蓄積は多くないというのが現状である。

注4 過失相殺とは、被害者側にも過失がある場合にその過失の大きさ(過失割合)に応じて損害賠償額を減額・控除することで損害の公平な分担を図る制度である(民法722条2項)。